賃貸借契約書 (案)

1	件 名	倉敷市生活保護業務システム用端末等賃貸借契約			
2	対象物件	別紙「仕様書」のとおり			
3	設 置 場 所	倉敷市役所(倉敷市西中新田640番地)及び倉敷市が指定する場所			
4	引渡期限	令和7年10月31日 (賃貸借期間の開始日が令和7年9月1日の機器については令和7年8月31日)			
5	賃貸借期間	令和7年11月1日 から 令和12年11月30日まで (一部機器については、令和7年9月1日 から 令和12年11月30日まで)			
6	賃貸借料	(内 訳)	賃貸借料総額 本体価格及びその金利に相当する額搬入及び設定に要する額搬出及び処分に要する額保守点検に相当する額動産総合保険に相当する額 消費税及び地方消費税に相当する額	円 円 本体価格に含む 本体価格に含む 本体価格に含む 本体価格に含む 円	
7	支払条件	分割払い(詳細は、第 18 条に記述のとおり)			
8	契約保証金	倉敷市財務規則第 175 条第 3 号により免除する。			

倉敷市(発注者。以下「甲」という。)と株式会社○○○○(受注者。以下「乙」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年○○月○○日

- 甲 倉敷市西中新田640番地 倉敷市 倉敷市長 伊 東 香 織
- 乙 ○○市○○町○○番地株式会社○○○○代表取締役 ○ ○

(総則)

- 第1条 甲、乙は、この契約書、この契約書に付属する仕様書、入札説明書に対する質疑回答 書及び入札説明書(以下この契約書から入札説明書までを総称して「契約書等」という。)に 定めるところにより、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、仕様書等記載の物件(以下「この物件」という。)を契約書記載の賃貸借期間、仕 様書等に従い甲に賃借するものとし、甲は、その賃借料を乙に支払うものとする。
- 3 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 4 甲は、乙から貸与された対象物件を本来の用法に従って使用するとともに、善良なる管理 者の注意義務をもって管理するものとする。
- 5 乙は、対象物件の使用・管理に関する情報を適宜甲に通知するなど、甲が実施する対象物件の使用・管理に協力しなければならない。
- 6 契約書等の文書間で、矛盾・齟齬がある場合は、第1項に記述する順にその解釈が優先す るものとする。
- 7 甲は、この契約を履行するために必要な情報、資料等を乙に提供し、合理的な範囲で乙に 協力する。
- 8 この契約に関する催告、請求、指示、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行 わなければならない。ただし、軽微な事項又は緊急やむを得ない場合についてはこの限りで ない。
- 9 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、特別に定めた場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 12 この契約書等における期間の定めについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号)、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 13 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。変更契約等の場合も同様とする。
- 14 別に定めた場合を除き、この契約書等に定める金額について、算出の結果、円未満の端数 が生じる場合は、全て切り捨てるものとする。
- 15 この契約にかかる訴訟については、岡山地方裁判所をもって、第一審の専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に 供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第3条 乙は、対象物件にかかる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に 基づき保護される第三者の権利について、その使用に関する一切の責任を負わなければなら ない。

(損害賠償)

- 第4条 この契約の履行について生じた乙の損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- 2 乙は、この契約の履行にあたり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しな

ければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由又は天災地変等誰の責めでもない理由の場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第5条 乙は、この契約の履行にあたり知り得た甲の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。契約期間が満了した後も同様とする(以下この条において同じ。)。
- 2 乙は、甲の秘密をむやみに複写等してはならない。
- 3 乙は、甲の秘密が漏洩、盗難等された場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 乙は、乙の使用人に対し、甲の秘密の保持を徹底するよう指導教育しなければならない。

(対象物件の納品、設置及び動作確認等)

- 第6条 乙は、対象物件について仕様書に定める設定作業を行い、正常に動作することを確認 した後、倉敷市の指定する場所へ、仕様書等に定める日時までに乙の負担で納入し、使用可 能な状態に調整したうえ、賃貸借期間の開始日(以下「使用開始日」という。)から甲の使 用に供しなければならない。
- 2 甲は、搬入された物件について使用開始日までに検査を行い、その検査に合格したときを もって、乙から甲に物件が引き渡されたものとする。
- 3 甲は、対象物件が前項の検査に合格しなかったときは、乙に対象物件の交換、補修、その 他必要な手直し等(以下「手直し等」という。)を指示する。乙は、遅滞なくこれに従い、 手直し等を実施し、再度検査を受けなければならない。
- 4 乙は、この物件を納入する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。
- 5 乙は、別に定めた場合を除き、対象物件の設置、動作確認及び保守の際、必要最小限の範囲で甲の電気・水道その他必要な設備等を使用することができる。
- 6 乙は、納入した対象物件について仕様書に定める事項のとおり、乙の責任において設置作業を行うこと。

(危険負担)

第7条 対象物件の占有の状態にかかわらず、対象物件にかかる危険負担は、引渡検査合格前は、乙が負担し、引渡検査合格後は、甲が負担する。

(所有権の表示)

第8条 乙は、対象物件に乙が所有者である旨を表示することができるものとする。

(公租公課)

第9条 対象物件にかかる公租公課は、乙の負担とする。

(物件の使用・保存、保守)

- 第 10 条 甲は、法令等を遵守し善良なる管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に 従って物件を使用する。
- 2 甲は、事前の書面による乙の承諾なく、有償であると無償であるとを問わず、物件の全部 又は一部を第三者に譲渡し、または第三者に使用させてはならないものとする。
- 3 乙は、対象物件を正常に作動させるため、対象物件を製造した企業等が定めた基準に基づ

き、対象物件の調整、消耗品の補充、交換等の保守を実施しなければならない。

- 4 乙は、本事業の仕様書に定める範囲において物件の保守サービスを行うものとする。
- 5 甲は、本事業の使用書に定める範囲を超える保守サービス及び部品代等実費が生じる場合 については乙と直接協議し、別途保守サービス契約を締結する等その取扱いを定めるものと する。

(契約不適合責任)

- 第 11 条 甲は、引渡検査合格後対象物件が、規格、性能、機能等に関して契約の内容に適合しないものであることが判明したときは、乙に対しての修補又は代替物の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の請求を求めることができる。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した 方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が、その不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知 しないときは、甲は、同項の請求をすることができない。ただし、乙が引き渡しの時に、そ の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 4 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催促し、その期間内に履行 の追完ができないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することがで きる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに賃借料の 減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時、または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(仕様書などの変更)

第 12 条 甲は必要があると認めるときには、仕様書等又は業務に関する指示(以下「仕様書等又は指示」という。)の変更内容を乙に通知して、仕様書等又は指示を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは賃貸借料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設置場所の変更)

- 第 13 条 甲の都合により、設置場所を変更する場合は、事前に乙に通知し承諾を得るものと する。
- 2 前項の設置場所の変更にかかる費用は、甲の負担とする。

(保険加入)

第 14 条 乙は、第 6 条に定めるところによる対象物件の引渡検査合格後から賃貸借期間が満了するまでの間、乙の負担によりこの物件に対して動産総合保険を付保するものとする。この保険は移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害(地震、噴火を除く)」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとし、この物件が損害を受けた場合、甲は乙に支払われた保険金がある場合、保険金額を限度として、損害賠償

を免れるものとする。

2 乙は、前項の動産総合保険の内容を甲に報告するものとする。

(保険事故)

- 第15条 甲は、保険事故が発生したときは、遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、乙が保険会社に保険金の請求を行うため必要なときは、乙に協力するものとする。

(対象物件の滅失及びき損)

- 第 16 条 甲は、対象物件の引渡検査合格後から賃貸借期間満了後までの間に対象物件が紛失、 盗難、火災又は風水害等によって滅失(修理不可能又は著しく修理が困難な場合を含む。) 又はき損した場合も、この契約の債務を履行しなければならない。ただし、対象物件の滅失 又はき損が、対象物件を製造した企業等又は乙の責めに帰す場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合、甲は、賃貸借料の未払い額のうち保守点検に相当する額、搬出及び処分に要する額及びこれらにかかる消費税等に相当する額を除いた額を一括して乙に支払うことにより、この契約(対象物件の保守や保険加入などこの契約に付属する全ての契約を含む。)を終了させることができるものとする。
- 3 第1項の場合において、乙が第 14 条による保険金を受領したときは、当該保険金を賃貸 借料に充当するものとする。

(対象物件の返還)

- 第 17 条 乙は、賃貸借期間が満了したときは、遅滞なく対象物件を引き取らなければならない。
- 2 乙は、別に定めた場合を除き、対象物件の引き取りの際、必要最小限の範囲で甲の電気・ 水道その他必要な設備等を使用することができる。

(賃貸借料の請求及び支払い)

- 第 18 条 乙は、この物件を甲が使用した月(以下「当該月」という。)の翌日以降、当該月の賃借料を甲に請求することができる。ただし、甲が仕様書等において支払い時期や支払い方法を別に定めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この 場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は前2条による使用開始日の延期など により、当該月における物件の使用が1月に満たなくなったとき(甲の責に帰すべき事由に よる場合を除く。)は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 3 甲は、前項により乙から請求書を受理したときは、請求を受けた日から 30 日以内に支払 わなければならない。

(甲の催告による契約解除権)

- 第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期限内に業務の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務の全部を完了する見込みがないと認められるとき。

- (3) 受注者又はその代理人その他使用人等が、第6条の検査の執行を妨げたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の契約解除権)

- 第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除 することができる。
 - (1) 乙が、契約書等に定める債務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙又はその代理人その他乙の使用人等が、第6条の引渡検査の執行を妨げたとき、又は 偽りその他不正の行為があると甲が認めたとき。
 - (3) 乙が、第5条に違反したと甲が認めたとき。
 - (4) 乙が、契約書等に違反し、地方公共団体の契約相手として不適当と甲が認めたとき。
 - (5) 乙について手形又は銀行取引停止処分がなされたとき、若しくは支払い停止事由が発生したとき。
 - (6) 乙が、差押、仮差押又は仮処分を受けたとき。
 - (7) 乙にかかる破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申し立てがなされたとき。
 - (8) 乙が、この契約の履行に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の取消処分又は停止処分等を受けたとき。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定義する暴力団、又は暴力団員が、乙の経営等に関与していることが発覚したとき。

(乙の催告による解除権)

第21条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経 過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であると きは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

- 第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第12条の規定により仕様書等を変更したため賃貸借料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項又は前条の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、 その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条又は前条第1項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであると きは、乙は、前2条の規定による解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 24 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、賃貸借料の総額から履行部分に相当する賃貸借料を控除した額の 10 分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第19条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律 第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律 第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第20条第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による賠償金)

- 第25条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対しこの契約 及びこの契約に係る変更契約による賃貸借料の10分の2に相当する額を甲が指定する期間 内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約が完了した後においても、同様と する。
 - (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対し、刑法 (明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95 条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過 した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利 息を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。
- 4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は催告によらず契約を解除することができる。

(遅延損害金)

- 第 26 条 甲は、乙が正当な理由がなく第 6 条に定める引渡検査に合格しない場合、又は乙が 正当な理由なく対象物件の保守を行わない場合、遅延損害金を徴収するものとする。
- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、賃貸借料につき年3パーセントの割合で計算した額とする。

(契約保証金の返還)

- 第 27 条 乙は、次の各号に該当する場合は、甲に対して契約保証金の返還を請求することができる。
 - (1) 賃貸借期間満了後、契約書等に定める乙の債務が全て完了した場合
 - (2) 甲と乙との合意により契約解除が成立した場合で、甲が契約保証金の返還が適当であると認めた場合

(法令の変更に伴う賃貸借料の変更)

- 第 28 条 関係法令等の改正により、追加費用が発生し、又は減額した場合は次のとおりとする。
 - (1) 法人税など、直接的には追加費用が発生しない場合、賃貸借料は、変更しない。
 - (2) その他の場合、甲と乙とが協議の上賃貸借料を変更することができる。

(経済状況等の変動に伴う賃貸借料の変更)

- 第 29 条 経済状況等が著しく変化した場合、甲と乙とが協議の上、賃貸借料(本体価格及び その金利に相当する部分を除く。第3項において同じ。)を変更することができる。
- 2 前項の場合、契約締結日を基準日として、保守点検等に相当する額については、厚生労働 省岡山労働局発表の最低賃金又は総務省統計局発表の消費者物価指数(岡山)が5%以上変 動した場合に協議を行う。
- 3 天災地変等誰の責めでもない理由により、賃貸借料に追加費用又は不要額が発生した場合 には、甲と乙とが協議の上、賃貸借料を変更するものとする。

(賃貸借料の変更に伴う契約保証金の変更)

第 30 条 賃貸借料の変更があった場合には、保証の額が変更後の賃貸借料の100分の10 に達するまで、甲は保証金の増額を請求することができ、乙は保証金の減額を請求することができる。ただし、当該増減に係る賃貸借料が原契約金額の3割以内の場合においては、この限りでない。

(予算の減額又は削除)

- 第 31 条 この契約にかかる予算が減額又は削除された場合、甲はこの契約の全部又は一部を 解除することができる。
- 2 前項により、契約が解除され乙に損害が生じた場合、甲は、当該乙の損害を賠償するものとする。
- 3 前項による損害額は、頭書に記述の賃貸借料の内訳及び賃貸借期間満了後の残価額等を参 考に、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

(契約外の事項)

第 32 条 この契約書等に定めのない事項又は甲と乙との間に紛争若しくは疑義の生じた場合は、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

個 人情報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不 当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とす る。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その 他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、甲の事業所内から個人情報を持出してはならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に 使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

- 第9 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、 再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、再委託先にお ける安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明 確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得な ければならない。
 - 1 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委 託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 2 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法に ついて具体的に規定しなければならない。

3 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督する とともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければなら ない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。 (事故発生時における報告)

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、 又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及 び損害賠償の請求をすることができるものとする。乙はこの契約の解除により損害を受けた 場合においても、甲に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。

(個人情報等の管理)

- 第13 乙は、本委託業務において利用する個人情報等を保持している間は、取扱う個人情報に応じて、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に定める安全管理措置を遵守するとともに、次のとおり個人情報等の管理を行わなければならない。
 - 1 個人情報を取扱う事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規定等を策定すること。
 - 2 組織体制の整備、取扱規定等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏え い等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
 - 3 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
 - 4 個人情報等を取扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
 - 5 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏え い等の防止を行うこと。

(特定個人情報を取扱う者の届出)

- 第14 乙は、本委託業務において特定個人情報を取扱う場合、甲に対して個人番号を取扱う 事務、特定個人情報等の範囲及び特定個人情報を取扱う者を書面で届け出なければならない。 (個人情報を取扱う者に対する監督・教育)
- 第15 乙は、この契約による事務に係る個人情報を取扱う従業者に対して、契約内容を遵守 させるよう監督し、研修等の教育を行わなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第16 乙は、甲から契約内容の遵守状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、乙は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(実地調査)

第17 甲は、乙に対して本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及

び確認するため、監査又は実地調査を行うことができる。